

津幡町がけ地防災工事費等補助金交付制度

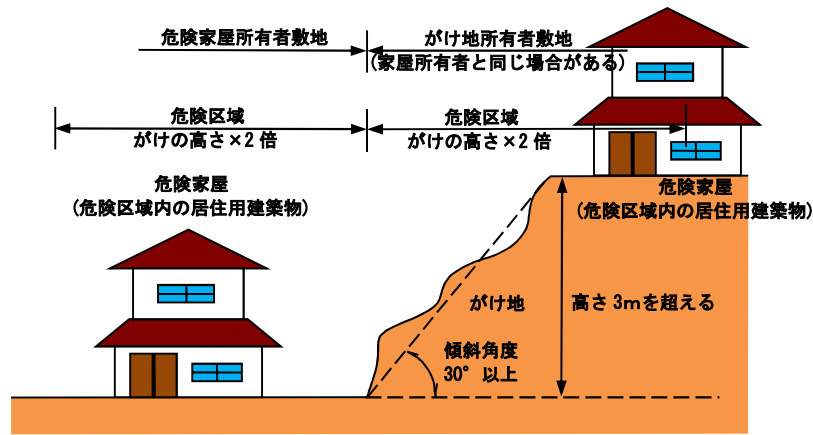
要件

- ・危険家屋を有するがけ地であること
- ・がけ地が他の補助事業の対象外であること
- ・宅地の分譲を業とする者が営業として行う事業でないこと
- ・申請日現在において、町税等を滞納していない者
- ・過去に防災工事の補助金を受けていない土地であること
- ・危険家屋所有者が補助金を申請する場合は、本人、親、配偶者、又は子が所有し、自ら居住しているものに限る

防災工事の補助

がけ崩れによる災害防止のための施設の新設工事又は復旧工事であって、応急防災工事以外のもの

対象



補助金

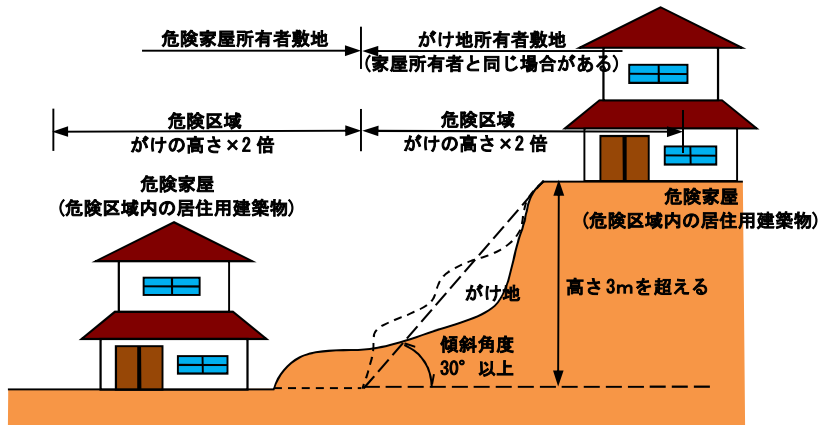
防災工事（設計も含む）の費用の 1 / 2（補助金限度額 100万円）

（令和5年7月12日～令和6年3月31日までの特例措置）

応急防災工事の補助

発生したがけ崩れによる被害の拡大を防止するために行う仮設工事で、土砂及び倒木等の障害物除去、その他の応急的な措置のための工事

対象



補助金

応急防災工事の費用の 1 / 2（補助金限度額 100万円）

対象工事費は 10万円以上（令和5年7月12日～令和6年3月31日までの特例措置）

※がけ地とはこう配が30度を超え、かつ、高さが3mを超える人工的に形成されていない傾斜地
危険区域とはがけ地の下端からの水平距離が、がけ地の高さの2倍の範囲内の土地
危険家屋とは危険区域内に存する現に居住用に供する建築物

お問い合わせ

都市建設課

住所 〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪二 3 番地

TEL 076-288-6703 FAX 076-288-6470

メール toshikensetsu@town.tsubata.lg.jp